

クマ撃退用スプレーの購入費用に関する補助制度を創設しました

市には、本年度も多くのツキノワグマ（以下、「クマ」と表記。）の目撃情報が寄せられ、令和7年9月21日時点で前年同期と比較して157件多い377件のクマの目撃情報が市に寄せられています。また、東北森林管理局の「ブナの開花状況と結実予測」によると、本年度は、一昨年度同様、クマの餌となるブナの実（ドングリ）が大凶作との見通しから、これから秋にかけてさらなる出没件数の増加が予想されます。

市では、クマに遭遇した場合に、クマから身を守るための有効な手段とされている「クマ撃退用スプレー」の購入を支援する新たな補助制度を創設しました。

さらに、クマによる児童・生徒や関係職員の被害を防止するため、市内の保育園、幼稚園、認定こども園、学童クラブ、小中学校などには10月中にクマ撃退用スプレーを配備する予定で準備を進めています。

1 クマ撃退用スプレーの購入費用に関する補助制度の内容

- 1 対象者
次のいずれかに該当する場合
 - (1) 市内に住所を有する18歳以上の人
 - (2) 市内にある事業所の従業員や団体の構成員など（ただし、18歳以上の人）
- 2 補助対象経費
クマ撃退用スプレーの購入費。ただし、送料や付属品などは補助対象外です。
- 3 補助率
補助対象経費の4分の1
- 4 上限額
1本につき5,000円
- 5 補助対象本数など
 - (1) 補助の本数に上限はありませんが、1本ごとに補助金の申請を行う必要があります。
また例えば、2本目に対する補助金の申請を行う際には、1本目を使い切っていることを確認します。
 - (2) 複数人で利用する場合、その人数分の本数を補助対象としますが、補助金の申請時に利用する人の氏名や住所などを記入した名簿の提出が必要です。
 - (3) 申請回数の上限はありません。
- 6 問合せ、申請先
農林部農村林務課
スプレー購入前に補助金の申請を行う必要がありますので、ご注意ください。また、スプレーにはさまざまな種類があり、クマ撃退に効果が認められていないものもあります。例えば、有効成分であるカプサイシンの配合割合が1%未満、噴射可能時間が6秒未満、噴射可能距離が7m未満のものは本補助金の対象外になりますので、本補助金の申請を希望する場合は、スプレー購入前に必ず農村林務課にお問い合わせください。

2 クマ撃退用スプレー使用の注意点

クマ撃退用スプレーはクマに致命傷を与える道具ではなく、一時的にクマを威嚇するための道具です。過剰な安心感を持たず、使用する際は次の点に注意してください。

- 1 クマとの遭遇は予測できず、距離が近ければ数秒で接近される可能性がありますので、スプレーはすぐに取り出せる場所に携帯してください。
- 2 風上に向けてスプレーを噴射すると、自分に逆流して刺激性の成分が目や呼吸器を刺激する危険があり、これにより自分が動けなくなる可能性がありますので、風向きを確認し、風上に向けてスプレーを噴射しないようにしてください。
- 3 周りに人がいる場所で使用するとクマが興奮して逆に被害が拡大する可能性があります。
- 4 スプレーは非常に刺激が強く、人間にも影響を与える可能性がありますので、危険回避以外の目的で使用しないようにしてください。
- 5 有効期限が切れたものは十分な効果を発揮しない場合がありますので、定期的に有効期限を確認しましょう。

■ 9月から市街地での「緊急銃猟」が可能になりました

市ではここ数年、市街地で猟銃を発砲した事例はありませんが、市街地でのクマなどの「緊急銃猟」が市町村の判断で可能となる「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」が4月の国会で成立し、9月1日から施行されました。

市では、緊急銃猟を行うためのマニュアルの作成を進めており、現在、県や警察に市が作成したマニュアル（案）の確認作業をお願いしています。県や警察からいただいた意見をもとに、10月中には最終的なマニュアルを作成したいと考えています。

緊急銃猟とは

人の日常生活圏にクマなどが出没した場合、人に弾丸が当たらないように安全確保した上で、市町村の判断で銃猟を可能とする制度です。

市町村長は、

▶人の日常生活圏にクマが侵入またはその恐れがある▶危害防止が緊急で必要▶銃猟以外での迅速な捕獲が困難▶住民に弾丸が当たる恐れがない▶クマがその場にとどまる可能性が高い
などと判断した場合に、警察官の命令がなくても市町村職員や委託したハンターなどに緊急銃猟をさせることができるようになりました。

緊急銃猟が可能となる9月以前についても「警察官職務執行法」により警察官がハンターなどに発砲を命じることができましたし、人家のないような場所では有害鳥獣駆除ということで「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づいて、ハンターなどが猟銃を発砲することができました。

9月以降、緊急銃猟により猟銃が発砲できないケースが発生した場合でも、これまでどおり「警察官職務執行法」により警察官がハンターなどに発砲を命じることができ、人家のないような場所では有害鳥獣駆除ということで「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づいて、ハンターなどが猟銃を発砲することができます。

なお、市ではここ数年、銃猟による有害駆除を目的として猟銃を発砲した事例はありません。